

| | |
|------------------|---|
| Title | 英國自治領民族國の成立 |
| Sub Title | |
| Author | 間崎, 万里(Masaki, Masato) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1948 |
| Jtitle | 史学 Vol.23, No.2 (1948. 6) ,p.119(255)- 121(257) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 學位論文審査要旨 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19480600-0119 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

學位論文審査要旨

主論文 間崎万里著 「英國自治領民族國の成立」

慶應義塾大學文學部教授で三田史學會々長であられる間崎万里氏は昭和二十年十一月十二日付を以て文學博士の學位を授與せられた。遅れ馳せ乍ら本誌の復刊を機會に御披露申上げる。その審査報告は次の如くである。(竹田)

本論文「英國自治領民族國の成立」は、西洋近世史上に於ける重要な歴史事實たる、英帝國が前大戰と共に顯著なる變貌を呈し、特有なる聯合形態を採るに至りし所以を、自治領民族主義が、前大戰と共に英帝國の内部に著しく進展し、今日自治領民族國を育成するに至りし結果なりと認め、其次第を極めて簡明に論述したる著作なり即ち本論文の前半に於て、英國名に關係ある成語と其變遷に就て、行渡れる研究を遂げ、其後半に於て、自治領民族主義の進展と、之に重要な關係を有する英帝國會議を説きて、民族國が完成せられ、遂にウェストミンスター法の成立を見るに至るまでの經過を明にし、更に其後の諸問題に論及して、現實の英帝國の構成を歴史的に説明せんと試みたり。

著者は其序説的研究に於て、英語の Empire 及び Commonwealth なる用語

の沿革及び其英國名として用ゐられたる發展を説くに、先人の研究、殊に *コモンウェルス* の優れたる研究を忠實に紹介すると共に、著者の所見を加へて、英國名として現實に使用せられたる「エンパイア」の意味には、少くとも五個の主要なる用語例の存することを認め、(一)古き意味の「エンパイア」はそれがアングロ・サクソンの諸王に僭稱せられしが如く、獨立の主權國家を意味し、其國家としての威嚴を添へんとする場合に見る所なるが、其新しき意味に在つては、(二)英國王の皇帝としての稱號となれるインド帝國を意味する場合があり、又(三)第一、第二植民帝國を指す場合に見る如く、英本國に對して植民地を指し、或は逆に(四)植民地に對して英本國と其屬地のみを指す場合があり、此場合には二つの用例ありて、一つは國際聯盟に於ける特例に見る如く、初には主たる自治領にインドを除き

たる英本國と其屬地を指すものなりしが、他は最近の用語例に見る如く、全自治領と其屬地を除きたる英國王の全領土を、即ち英本國と其屬地を總稱するものとなし、又更に(五)英國王の全領土を表示する場合あり、而して右(四)の第二例及び(五)の用法こそ現在使用せらるゝものなることを認めつぎに他方英國名としての「コモンウェルス」は、(一)新しき意味の「エンパイア」の別語として上掲(五)の場合、即ち全帝國を示す英帝國と同一に使用せらるゝ場合があり(二)單に英帝國内部の自治的團體のみを示すこともあれば、又(三)自治領を除きたる場合の英本國としての英帝國と全自治領とを含む其上位概念として使用せらるゝこともありとなし、斯の如く「エンパイア」と「コモンウェルス」との兩語とは、廣狹種々の用語例が存するを以て、著者は先づ是等用語を明確にすることに力を注ぎ、Parker, Hancock, Stewart 等著者に依て其研究を加へたり。

斯くて著者は其本論的研究に進み、英國の自治領民族主義を説くに、「民族主義」と「民族國」の原語たる Nationalism と Nation なる語の意味を明にせんとして、「ナショナルリズム」がヨーロッパの語彙に採用せられたる沿革と語義を究明し、「ネーション」には凡そ「民族」と「國家」を意味する二義ありて、それには「民族國」の完成

を期して未だ國家をなさない未完成民族」より「既にその理想に到達したる完全なる民族國」に至るまでの逕庭あることを認め元來「ネーション」は地域中心の國家に對して民族中心の國家の意味に使用せられたるものなるに、前大戰後に於ては、民族の住域をも其重大要素として之に取り容れ、「民族と國家」の合體一致せるとき、眞の民族國を完成するものと見らるゝに至れりとし、英國の自治領民族國の如きは即ち之に屬するものと認め、「民族國」なる著者の新譯語を以て之に宛て、The British Commonwealth of Nations なる英國名中に含まれる「ネーションズ」なる語は、現在に於ては、自治領國を意味する Dominions の別語なりとし、「現代ヨーロッパの民族主義は複雑多面的なる現象」にして、十九世紀に於けるドイツとイタリーに見たる如き、同一民族の諸國家統一の民族主義もあれば、舊埃匈國に見たる如き、一國內の諸民族がそれ／＼分立して新民族國の形成を期するものもありたれど、現在の英帝國の内部には、それ等とは聊か趣を異にせる民族主義、即ち自治領民族主義が成育發展して、遂に特有なる民族國の成立を促すに至れる點を明にせんとして Hayes, The Royal Institute of International Affairs 研究團の諸發表等を參照論究したり。著者は其所謂自治領民族國の成立を説く

に方り、總説として、英帝國の構造はバルフォア報告に言ふ如く、「順る複雑多様であつて、それは分類も許されず、現に存し或は曾て試みられた他の何れの政治機構とも眞の類似をもたない」獨特のものなるが、便宜上自治を標準として之を二大別すれば當然自治領 (Self-governing Dominions) と非自治領 (Non Self-governing Dominions) とに分たるとし、今日「ドミニオン」なる語が自治領を意味するに至れるは、一九〇七年の植民地會議に於て公けの性格を附與し、右の原語に冠したる形容句を省きて、しかも其意を失はざる新用語法が、其實質と共に Dominion Status の發達を來たさしめたる以來のことにして、自治領の數は、其法文化されしウェストミンスター法に於ては六個を規定したりしが、其後ニユーファンランドが失格したるより、今日五個に減じたれども、それと反對に實質的に下格したる英本國を加ふるときは、依然六個なりとし、其發達の階段を三段に分ち、第一次大戰以前の時代に於ては、英本國は米國獨立の失敗に鑑みて、其政策を植民地搾取主義より「同化」の方針に轉じ、所謂第二帝國の時代に入つて發達を遂げたる諸自治領を、著者は三種の類型に分ちて之を説明し、アングロ・サクソンの熱望する政治的自由の擴大は、當初ダラムの報告の結實したるものとなし、カナダに自治が

許されし際には、其權限は内政の處理に限定せられ、對外的重要事項は依然として英本國の手に保留せられしが、諸自治領は漸次これ等の權利を要求して、前大戰の頃までに略貿易及び防衛の權利を得たりしも、なほ民族國の完成に於て最も重要な一般的外交の權利を取得するまでには至らず、それ故前大戰の場合にも、英本國の宣戰は自動的に當然自治領を交戰國の中に捲き込みたるものなり。然るに前大戰中、自治領の政治上、財政上に於ける協力の體驗と記憶とは、戰後に流行したる民族自決の念と相俟ちて、俄然自治領民族主義の發展を促し、自治領は主權國家と同様に、平和會議に代表を送り、條約にも署名し、且つ國際聯盟にも別個のメンバーとしての承認を得られしことに依り、民族國獨立の希望をいよ／＼旺盛ならしめたりとなし、大戰後の時代に於ては、本國政府の威壓的なる所謂チャナーク電報事件は、端なくも諸自治領、殊にカナダの自主的態度を表面化せしめ、次いで加米間に締結せられしハリバット漁業條約は、一自治領たるカナダが先例を破つて、英本國の大使を介することなく、直接外交折衝を行ひ、且つ單獨に條約に署名することにも成功し、其後に開かれたる一九二三年の英帝國會議に於ては、事實上自治領の條約締結の權利が認められ、漸次諸自治領は外交機關を設置して、各自の使節

を交換することを許さるゝに至りしが、他方に於て、自治領はヨーロッパの事態より發生す可き負擔と責任を免れんとして、條約に地域的限界を附し、個人主義的、自主的態度を取るに至れる經過を、Dawson, Dewey, Keith 等の貴重なる研究を引用して、逐次論明し、自治領が一般外交と條約締結の權利とを獲得するに至りし顛末を瞭然たらしめたり。

而して茲に至れる關係諸問題を協議する植民地會議及びそれより發展せる帝國會議は、本來決議機關に非ずして、單なる諮問會議に止まるものなりしに拘らず、其參列者がそれ／＼爲政の當事者なりしより、會議の議事は當然實行性を持ち、本國對自治領間に於ける希望の調整を圖る有力なる機關となり、殊に此點に於て最も重要なりし一九二六年の英帝國會議は、過去四十年間に互る自治領關係を検討して作成したる有名なるバルフォア報告を採擇し、以て英帝國の本質を明瞭に定義し、更にウエストミンスター法の制定を促がして、之を遂に法文化するに及び、自治領が名實ともに自立的民族國を完成するに至れる經過を、前掲諸原著の外、Marriott, Hall, Leacock 等の諸著書及び諸公文書に依て、極めて明白に説示したり。

斯くて右帝國會議の成就したる二大原則は、帝國內に於ける地位の絶對的均等と、

帝國統一との二つなりしが、會議の翌年（一九二七年）自治領相アメリカは英國議會に於ける一議員（Sir John Marriott）の憲法上の質問に答へて、此「地位の均等は必ずしも身長の均等を意味するものではない」として、英本國の任務の、他よりも實際上大なるを説き、又從來本國の側に於ては、自治領側の要求する自主性は認めつゝも、常に帝國の統一と協力と言ふ點に重きを置きて、「王位への共同の忠誠」を力説し來りたるものなるが、今日に至つては最早や此表現は完全には維持せられ難くなりたる其實例として、著者はウエストミンスター法成立以後に於ける諸問題、即ちアイル國の英國王への忠誠の宣誓、英本國樞密院への上告、南阿聯邦の其後の地位、自治領民の國籍、自治領の國旗、公用語等の諸問題を列擧して、之に頗る要領よき概説を加へたる後、著者は其筆を、所謂反抗自治領たるアイル國と南阿聯邦とが強硬なる主張をなして帝國の統一に破綻を來たさしむる傾向あることを指摘するに止め、英帝國の將來に就ては、敢て豫想を試みることなく、よく史學者の限界を守れり。

之を要するに、著者は本論文の前段に於て英國名に關する成語の變遷の上に、其内容をなす史實の動きを認め、Empire 乃至 Commonwealth, Nationalism 乃至 Nation の語義を説き、之に稍や過多の力を傾

けたる觀あるも、從來曖昧裡に閉却せられたる是等諸概念を明解することを期したるは、本論文の一成果と言ふを得べく、其本論たる後段に於て、自治領民族主義の發展より民族國の完成に至るまでの過程を明瞭ならしめたるは、英國史の研究に極めて價値ある貢獻をなしたるものと言ふ可し。著者は此研究を遂ぐるに内外幾多典據とす可き諸文献を參照し、其所説を祖述するに略ぼ遺憾なきに近く、よく之を咀嚼綜合して一體系ある研究に成功したる學力は十分これを認むるを得べし。其論旨、其方法、其参考文献等に就ては、尙ほ研鑽の盡す可きものあり、更に補正す可きものあり、又著者が多年大學教授の職に在りて、専ら西洋史學を講述するの傍、多數の歐文史籍を翻譯して、其夙に斯學界に示せる實力に鑑み、本論文は必ずしも其蘊蓄を傾けたるものとは稱すること能はざる可きも、亦以て有益なる著作なりと言ふを憚らず。

以上の理由に依りて著者は文學博士の學位を得るに足るものと認む。

昭和二十年九月

主査委員
慶應義塾大學名譽教授 法學博士 板倉卓造
同 林 毅陸
同 文學博士 橋本増吉